# 半田市障がい児・者

# 地域生活支援拠点等

# 为分学与分少



# はじめに

半田市では地域福祉計画の基本理念に「誰もが自分らしく生きられるまち・はんだ」を掲げています。また、厚生労働省が提唱しているノーマライゼーションの理念には「障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」と掲げられています。このように、どのような障がいがあっても自分らしく生きていける社会を実現するためには、可能な限り市民の生活の場である地域(入所施設や病院等でない場所)での生活が望ましいと考えます。より良い地域生活を実現するためには、緊急時に対応できる地域の支援体制の構築が必要であり、地域生活支援拠点等の機能を充実させることが効果的です。

しかし、支援者から「いまひとつ地域生活拠点等のことがわからない」「半田市の地域生活支援拠点等の現状はどうなっているの?」等の声を聞くことが少なくありません。そのようなことから地域生活支援拠点等の半田市版ガイドラインの作成に至りました。できる限り解り易い内容にするために、実際に半田市で地域生活支援拠点等を活用した事例の紹介と解説を記載しています。

今回初版を発行いたしますが、事例の追加等の改正を繰り返して、更にわかりやす く使いやすいガイドラインにしていきたいと考えています。そのためにも皆さんの ご協力が必要ですのでよろしくお願い致します。

【地域包括ケア部会 地域支援拠点ワーキングー同】

# 目次

はじめに2
地域生活支援拠点等とは4
半田市の地域生活支援拠点等5
半田市障がい者自立支援協議会6
半田市地域福祉課・半田市の基幹相談支援センター…7
Q&A 8
地域生活支援拠点等を活用した事例について9
事例集10
用語解説14
地域生活支援拠点等認定事業者について1 6

# 地域生活支援拠点等とは

厚生労働省:地域生活支援拠点等について【初版】より

障害者の重度化·高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受** け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域 全体で支えるサービス提供体制を構築。

#### ●目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心 感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支 援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

#### ●必要な機能(具体的な内容)

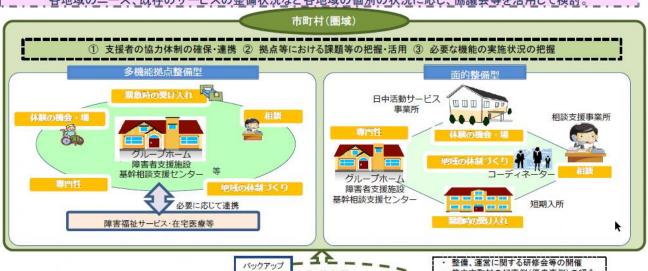
#### ① 相談

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネー ターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特 性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
- ② 緊急時の受け入れ・対応
  - 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の 受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- ③ 体験の機会・場
- 〇 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体 験の機会・場を提供する機能
- 4 専門的人材の確保・養成
- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行う ことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- ⑤ 地域の体制づくり
  - 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配 置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う
  - ※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、 医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。
  - ※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。
    - (例:「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等)

#### ●地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ)

※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

【 \_ \_ \_ 各地域の二一ズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

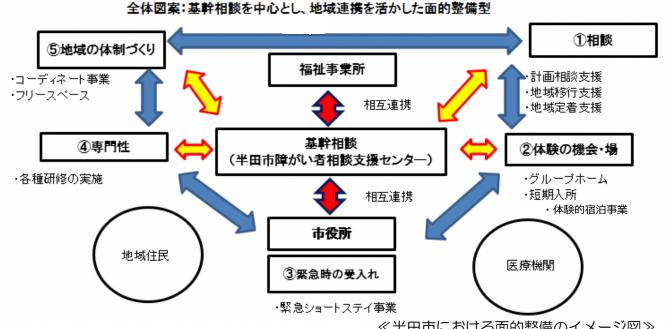




- 管内市町村の好事例(優良事例)の紹介
- 現状や課題等を把握、共有

### 半田市における地域生活支援拠点等

半田市は、平成28年10月に、面的整備として地域生活支援拠点等を整備しました。



≪半田市における面的整備のイメージ図≫

面的整備とは、厚生労働省が求める地域生活支援拠点等の機能が、地域に点在している状態を 指します。5つの機能が集約した「多機能型拠点」の整備についても重要であると考えており、 今後は「面的整備」の拡充と「多機能型拠点」の整備を進めていきます。

## ① 相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所を半田市障がい者相談支援センターへ委託してい ます。一人暮らし等、見守り支援が必要な方については、地域定着支援事業を活用し、支給決 定を行うことで、緊急時の連絡体制を確保しています。また、地域移行支援を支給決定して、 医療との連携も図っています。

# ② 緊急時の受け入れ・対応

半田市独自の事業として、緊急一時的に宿泊できる場所を確保することを目的とした、緊急シ ョートステイ事業を整備しました。

短期入所やグループホームで支援をカバーできない方を対象としています。在宅での支援やグ ループホーム等での受け入れができ次第、移行していきます。

# ③ 体験の機会・場

半田市では、既存のグループホームの体験利用に加えて、体験の機会の場を拡張するため、平 成29年度より通所事業所において宿泊の体験ができる事業(体験的宿泊)を開始しました。

# ④ 専門的人材の確保・養成

半田市障がい者自立支援協議会の専門部会や検討会で課題となっていることについて、研修を

企画し、開催をしております。強度行動障がい支援者養成研修など、継続して研修を実施しているものもあります。

### ⑤ 地域の体制づくり

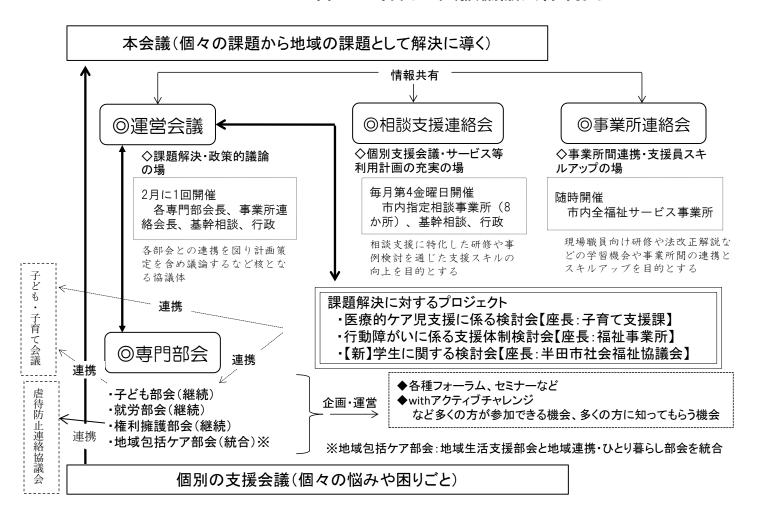
基幹相談支援センターの設置や、半田市障がい者自立支援協議会において、地域の体制づくりを図っています。

令和2年度より、市内に地域活動支援センター フリースペースを整備し、地域のニーズに対応できるサービス提供体制を確保します。

半田市障がい者自立支援協議会を中心に、行政やさまざまな福祉事業所がともに連携しながら、障がいのある方が地域で安心して生活できる仕組みづくりに取り組んでいます。

# 半田市障がい者自立支援協議会

# 令和元年度~ 障がい者自立支援協議会体制図



# 半田市地域福祉課・半田市の基幹相談支援センター

# 半田市 地域福祉課

住所: 半田市東洋町2-1

TEL: 0569-84-0641 FAX: 0569-22-2904

Mail: chiikifukushi@city.handa.lg.jp

開庁日:月~金(祝日を除く) 開庁時間:8:30~17:15

(ただし、水曜日は8:30~19:15)

# 基幹相談支援センター

# (半田市障がい者相談支援センター)

住所:半田市雁宿町1-22-1

TEL: 0569-21-5585 FAX: 0569-23-7745

MAIL: soudan@giga.ocn.ne.jp

開所日:月~土

(日・祝は休業、第3月曜と翌日の火曜は電話・訪問のみの対応)

開所時間:8:30 ~ 17:15

(ただし8:30~9:00 は電話対応のみ)



# Q&A





緊急で困ったことが起こった時は、どこに連絡したらいいの?

市役所地域福祉課、または、基幹相談支援センター(半田市障がい者相談支援センター)へ相談してください。一緒にどうしたらよいか考えましょう!





2

グループホームの体験利用をしたい方がいるんだ。どうしたらよいか知りたいんだけ ど・・・

グループホームの体験利用は、市役所地域福祉課への申請と、サービス等利用計画の変更が必要になります。年間50日(1回あたり連続30日)まで利用が出来ますよ。実際の利用日などについては、利用先のグループホームと調整をしてください。





「グループホームの体験利用」と「体験的宿泊」の違いがよくわからないんだけ ど・・・

「グループホームの体験利用」は、将来的にグループホームを使いたいと思っている方向けの宿泊体験です。グループホームであればどこでも利用できます。

「体験的宿泊」は、登録のある生活介護等の日中活動や放課後等デイサービスなどの事業所で行う宿泊体験です。登録事業所については「ふくしげん」をご覧ください。年間 24 日まで利用ができます。これは地域生活支援事業なので、黄色の受給者証の変更が必要です。



上記のこと以外でも、よくわからないことがあれば基幹相談支援センター(半田市障がい者相談支援センター)へお問い合わせください。緊急時の対応は、日ごろの準備が大切です。時間外や休日に緊急対応が必要となった場合は、半田市役所へ連絡して、地域福祉課あてに緊急対応が必要であることを伝えてください!



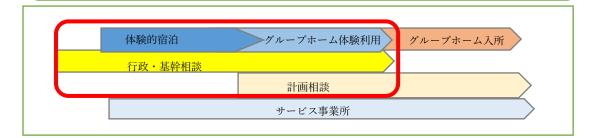
# 地域生活支援拠点等を活用した事例について

#### 帰る家がない障がい者に対しての支援

• • • 地域生活支援拠点等

知的障がい 30代男性のケース

ー緒に住んでいた兄弟と折り合いが悪く、公園で寝泊まりしているところを発見される。「一人暮らしがしたい」という希望のもと、住まいに関する支援が必要になった。



· · · P. 10

#### 精神科病院に長期入院している障がい者に対しての支援

精神障がい 50 代男性のケース

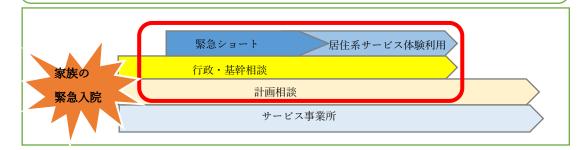
精神科病院へ長期入院していたが、病状も安定し地域での一人暮らしを望んでいる。



· · · P. 11

#### 家族が緊急入院し、介護者不在となった障がい者に対しての支援

知的障がい 50 代男性のケース 高齢両親と3 人暮らし 母親が心筋梗塞で倒れ緊急入院となり、基幹相談支援センターに緊急の相談あり。父親も入院中の母の付き添いが必要。本人の介助を頼める家族もなく短期入所の利用を必要としている。



· · · P. 12

#### 将来を見据えたグループホームの体験利用による支援

知的障がい 20 代男性のケース 障がい支援区分3

親亡き後はグループホームへの入居を希望している。また、緊急時に対応できる支援の選択肢も増やしていきたいと考えている。



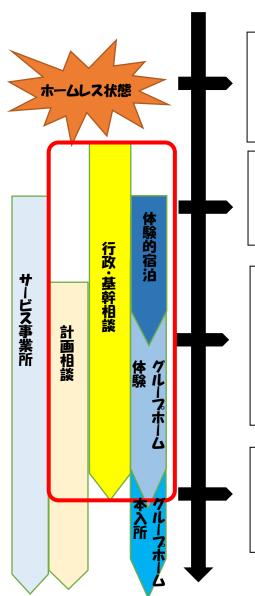
· · · P. 13

## 「帰る家がない障がい者に対しての支援」

#### 事例概要

ー緒に住んでいた兄弟と折り合いが悪く、友人宅を渡り歩いていたが、それが長期間に渡ったため、友人宅にも居づらくなってしまい公園で寝泊まりしていた。近所の住民から市役所へ通報があり、地域福祉課が本人の話を聞くと「一人暮らしがしたい」という。そこから住まいに関する支援が必要となった。

安藤さん(仮名) 知的障がい(30代男性) うつ病の既往歴あり。二か月前まで一般就労していたが、 会社に行けなくなってしまった。身辺自立はできており、簡単な質問には、はい・いいえや単語で答え ることができる。以前に就労移行支援のサービスを利用していたことがある。



ホームレス状態 ⇒ 市役所から基幹相談支援センターに相談があり、本人と相談員が面談。「一人暮らしをしたい」という希望があるが、当面の生活費がないため、まずはグループホームでの生活を提案。了承される。

基幹相談支援センターからグループホームへ体験利用の依頼を するが、翌日からでないと受け入れが難しいと回答あり。他事業 所に体験的宿泊の利用を依頼し、宿泊した。

翌日、福祉サービスの利用が初めての方なので、新たに計画相談支援事業所が支援に入る。

一人暮らしを視野に入れた、グループホーム体験利用を開始し た。

同時に、日中の活動および就労に向けた訓練として就労継続支援 B型の利用を開始した。

グループホームの体験期間が過ぎたが、引き続き一人暮らしに向けた準備が必要になったので、グループホームを継続利用することとなる。更に一般就労を目指して就労継続支援 B 型も継続利用することとなった。

### 支援のポイント

☆「いずれ一人暮らしをしたい」という本人の希望も踏まえ、短期入所以外の居住系サービスを活用した。

☆このような事態が起きる前から、宿泊を伴う支援を導入しておくと、本人の安心はもちろん、事業所側も受け入れがスムーズに行えると思われる。

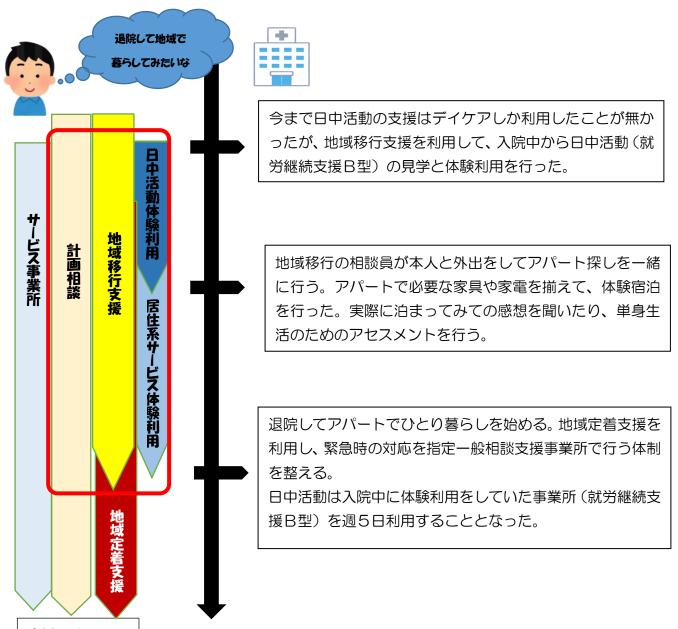
# 事例 2

# 「精神科病院に長期入院している障がい者への支援」

#### 事例概要

精神科病院に長期入院していた50代の男性。一人暮らしをして、「自分の時間を持ちたい」「日中の活動として、できる範囲でお金を稼ぎたい」という希望があり、退院して希望を叶えるための支援を行う。

徳山さん(仮名) 精神障がい(50代男性)入院期間:8年 20代の頃に2年ほど県外でひとり暮らしの経験があるが、それ以降は家族との同居か入退院を繰り返す生活が続いていた。被害的な思考が強く、不安定になりやすいため、以前利用していたデイケアでは人間関係のトラブルが多かった。



#### 支援のポイント

- ☆入院中から日中活動や宿泊等の体験利用を行うことで、本人が退院後の活動や生活のイメージを持ちやすくなるため、積極的に体験利用の提案をした。
- ☆体験利用をすることで、退院後も医療機関と事業所の連携が取りやすくなる。
- ☆本人の調子が悪くなっても SOS を出せるよう、クライシスプランの作成が必要と思われる。

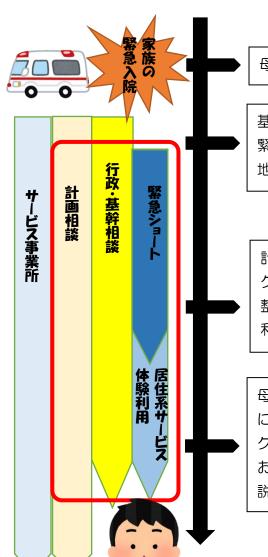
事例3

## 「家族が緊急入院し、介護者不在となった障がい者に対しての支援」

#### 事例概要

母親が心筋梗塞で倒れて緊急入院となり、基幹相談支援センターに緊急の相談があった。本人は家以外での宿泊経験がなく、家族への依存心が強いこともあって短期入所の利用は望んでいない。しかし、父親も入院中の母の付き添いが必要となり、本人の介助を頼める家族もいないので短期入所の利用が必要となった。

岡崎さん(仮名) 中途障がい、知的障害(50歳男性) 外傷性脳幹部損傷後遺症 高齢の両親と3人暮らしの世帯。生活介護を不定期で利用中。短期入所等の宿泊体験は未体験。身の 回りのことは母親が中心に行っている。



母親が緊急入院 ⇒ 基幹相談支援センターに緊急相談あり

基幹相談支援センターから地域福祉課に緊急連絡。 緊急ショートステイ対象として認定され、地域福祉課より 地域生活支援拠点に緊急ショートステイを依頼した。

計画相談支援事業所からグループホームに体験利用を依頼。 グループホーム体験利用で母の退院までの期間をつなぐ調 整を行った。また、日中活動は日頃利用している生活介護を 利用する。

母親退院のため、在宅に戻るが、緊急時や親亡き将来のためにも短期入所を継続利用することとなる。

グループホーム利用についても視野に入れ、体験利用の継続 および日中活動先の安定利用について、本人および家族への 説明を行い、理解していただいた。

#### 支援のポイント

☆家族状況を考えると事前に短期入所の利用を提案しておくべきだった。利用者と職員の顔なじみの 関係を事前に作っておくことが必要であった。

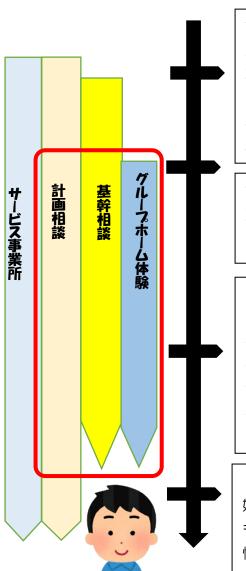
☆将来、両親不在になることを見据えたグループホーム利用についても必要になることが予測される。今回の体験利用については将来を見据えた体験として位置づけていきたい。

## 「グループホームの体験利用による将来を見据えた支援」

#### 事例概要

将来グループホーム利用を考えており、その準備として自宅以外でも泊まる経験を積んでもらいたい。 今後の生活について本人・母親・支援者が一緒に考えていくことと、母親の入院等の緊急時に備えて家 以外で過ごせる場所の選択肢も増やしていきたい。

中野さん(仮名) 20代前半の男性 知的障がい (療育手帳 C 判定)、障がい支援区分3 母親と妹と3人暮らしの世帯。親亡き後は妹との同居ではなく、グループホームの利用を願っている。 本人は就労継続支援 B 型を利用している。



計画相談のモニタリング時に、母親から「将来に向けてグループホーム利用を検討していきたい」と話があった。基幹相談支援センターに相談したところ、体験利用の提案があり、母親・本人とでグループホームを見学した。本人は見学先のグループホームを気に入った様子で「お泊りをしてみたい」との希望がでた。

計画相談によるグループホーム(体験利用)の計画変更、行政による障がい支援区分の認定等の手続きをすすめていく。

#### 【支給決定後】

グループホームと利用契約及び支援内容の確認。

◇家族は、本人がグループホームに入居するためには全て自分で身の回りのことが出来ないといけないと思っていたので、そうではないことを理解してもらうための面談を行う。 ◇定期的に1泊2日の体験を月2回ずつ行っていくこととする。

#### 【その後】

妹の出産に伴って母親が自宅を離れることとなり、その間に も体験利用を活用。

慣れているグループホームなので、本人も安心して過ごすことが出来た。

#### 支援のポイント

☆計画相談支援の事業所と基幹相談支援センターが連携することで、グループホームの体験利用につながった。

☆初めて利用する事業所では、スタッフと本人の関係づくりから始める必要がある。

☆体験利用時、本人は何が得意でどの部分にサポートがいるのかをアセスメントしていく。

# 用語解説

地域移行	精神科病院や入所施設など、在宅(家)以外の場所で生活してい
	る方が、地域での生活(在宅やグループホームなど)へ戻ること
	です。
基幹相談支援	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務及び地域の相談
	支援体制の構築を行い、相談支援の質の向上に取り組みます。
地域定着支援	自宅で一人暮らし等をする方について、常時連絡体制を確保し、
	緊急時の相談等を行う支援です。
グループホーム	グループホームにおいて、相談・入浴・排せつ・食事等の必要な
体験利用	サービスを提供するサービスです。1年間に50日まで(1回あ
	たり連続して 30 日まで)の体験利用をすることもできます。
体験的宿泊	普段、日中活動系の福祉サービス事業所へ通所している方など
	が、将来、家族のもとから独立して、一人暮らしをすることや、
	グループホームで生活すること想定して、その通所先の事業所
	(半田市へ登録してある事業所である場合)で宿泊体験を行うこ
	とができるサービスです。1年間に24日まで宿泊体験すること
	ができる、半田市独自の事業となります。普段通所されている事
	業所が宿泊体験できる事業所であるかどうかは市役所または事
	業所へお問い合わせください。

緊急ショート	緊急に保護を必要とする方が、半田市と協定を結んでいる入所施
ステイ事業	設等へ一時的に入所できる事業です。市独自の事業となります。
クライシス	病状悪化の兆候がみられた時の自己対処と支援者の関わりにつ
プラン	いて、落ち着いて安定している時に作成します。本人と支援者が
	合意に基づき、どのような対応や支援を行う方が良いのかを計画
	しておきます。

# 地域生活支援拠点等認定事業者について

半田市では、地域生活支援拠点等事業者認定についての要綱を定め、事業者が半田市へ申請する形式をとることで、地域生活支援拠点等事業者であるという認定方法を採用しております。詳しくは、半田市ホームページをご覧ください。

## ≪地域生活支援拠点等認定事業者≫

- \* 社会福祉法人 半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター
- \* 社会福祉法人 椎の木福祉会 特別養護老人ホーム第二瑞光の里 デイサービスセンター第二瑞光の里
- ※最新の認定事業者については、半田市ホームページ等をご覧ください。

# 【半田市障がい児・者 福祉資源ガイドブックシリーズ】

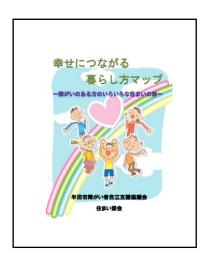
「ふくしげん」



「ふくしげん・きっず」



「幸せにつながる 暮らし方マップ」



【半田市障がい児・者 ガイドブックシリーズ】

# ◆地域生活支援拠点等ガイドライン

【発行元】半田市障がい者自立支援協議会 地域包括ケア部会

事務局:半田市福祉部地域福祉課

TEL 0569-84-0641

FAX 0569-22-2904

メール chiikifukushi@city.handa.lg.jp 【発行日】令和3年3月8日(初版)